

議案第41号

日野町立中学校等設置条例の全部改正について

日野町立学校設置条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町立学校設置条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和5年4月1日に日野町立義務教育学校を設置することに伴い、日野町立中学校等設置条例の全部を改正し、日野町立学校設置条例を制定するもの。

2 改正内容

日野町立日野中学校、日野町立根雨小学校、日野町立黒坂小学校を廃止し、日野町立日野学園を設置するとともに、その位置を日野町野田271番地とする。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

日野町立学校設置条例

日野町立中学校等設置条例（昭和39年日野町条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、日野町立学校の設置について定めることを目的とする。

（日野町立義務教育学校の設置）

第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条ただし書（同法第49条において準用する場合も含む。）の規定に基づき、日野町立義務教育学校を次のとおり設置する。

名称	位置
日野町立日野学園	日野町野田271番地

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。